



厚生労働省群馬労働局発表
令和 2 年 12 月 1 日

担 当	【照会先】
	雇用環境・均等室 室 長 相川 武志 副主任雇用環境改善・ 均等推進指導官 西谷 慶子 (電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

12 月は

職場のハラスメント撲滅月間です！

～ 変えよう働き方 止めようハラスメント ～

○今年 6 月から大企業に対しパワハラ防止措置が義務化されました。中小企業では令和 4 年 4 月から義務化されます。

○ハラスメントについては、事業主、労働者ともに意識・関心が高まっています。労働相談も全体的に昨年度より増加傾向にあります。

	セクシュアル ハラスメント	妊娠・出産、育児休業・ 介護休業等不利益取扱い ※ハラスメント含む	パワー ハラ ス メン ト	個別労働紛争相談 いじめ・嫌がらせ
令和 2 年度上半期	76 件	210 件	570 件	706 件
令和元年度	156 件	302 件	—	1,826 件

＜主な相談内容（パワーハラスメント）＞

- ・他の社員から、他の従業員が大勢いる中で強い叱責、悪口、ゴシップ等を流布され、働き続けたいが、就業環境を悪化させられている。
- ・好き嫌いが激しい上司が、自分にはきつい口調で威圧的な態度で接し、寝つきが悪く食欲も減少した。
- ・先輩が仕事を教えてくれない。教わらないと仕事が進まず、暴言を吐かれたり、作業を間違えると暴力を受けた。

○厚生労働省では、毎年 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と位置付けており、群馬労働局では「変えよう働き方 止めようハラスメント」をスローガンに、ハラスメント撲滅に取り組んでいきます。

○取組その1「ハラスメント対応特別相談窓口」(群馬労働局)

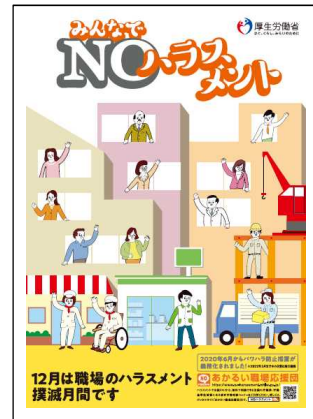
群馬労働局では、特別相談窓口を設置しています。

「ハラスメント対応特別相談窓口」

月曜～金曜 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

☎ 027-896-4739

- ・パワーハラスメント ・セクシュアルハラスメント
- ・妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント
- ・いわゆるカスタマーハラスメント
- ・新型コロナウイルスに関する職場のいじめ、いやがらせ



JR 高崎駅、前橋駅等にポスターを貼り周知・啓発しています

などの相談に対応します。

○取組その2「職場のハラスメント撲滅月間サイト」(群馬労働局)

群馬労働局では、職場のハラスメント撲滅月間に合わせ、サイトを立ち上げます。

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/no-harassment_2020.html

サイトでは、女優の東ちづるさんによる「ハラスメント啓発動画」を掲載しています。

【みんなでNOハラスメント編】【NO パワハラ！編】【NO セクハラ！編】
【NO マタハラ！編】



○取組その3「ハラスメント悩み相談室」(委託運営 LEC)

パワハラ、セクハラ、マタハラ等の相談に対応します。

月曜～金曜 12時～21時

土曜日曜 10時～17時

労働者向け：☎0120-714-864 (ナイヨ ハラス)

※事業主向けには、事前予約の相談受付で、
1相談1回の弁護士による無料相談があります



○取組その4「職場のハラスメント対策シンポジウム」(Web 開催:厚生労働本省)

ハラスメント防止のためのオンラインの
シンポジウムを開催します。

令和2年12月9日(水)14時~16時20分

シンポジウムでは、専門家の先生や先進的に取組みを進めている企業の方による「ハラスメント対策のポイント」、「事例紹介」を予定しています。

また、落語家による「ハラスメント対策高座」も予定しています。



- ・基調講演 成蹊大学教授 原昌登氏
 - ・ハラスメント対策高座 落語家 立川志らべ氏
 - ・企業事例紹介① 第一三共株式会社
- ※企業事例紹介②は調整中

添付資料1 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

添付資料2 ハラスメント悩み相談室

みんなで NO ハラスメント



2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

NO あかるい職場応援団

ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**



職場でのハラスメントに
悩んでいませんか？

ハラスメント 悩み相談室

相談
無料

マタハラ等

妊娠・出産・
育児休業・
介護休業等に関する
ハラスメント

セクハラ

セクシュアル
ハラスメント

パワハラ

パワー
ハラスメント



電話相談

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



ナ イ ヨ ハ ラ ス
0120-714-864



メール相談

24時間受付・5営業日以内に返信予定。
パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



新規
開設



電話相談 (事業主、人事労務担当者向け)

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方の相談はこちら

- 予約受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>
- 事前メールによる完全予約相談受付
- 1相談1回の弁護士による無料電話相談



職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！

例えば、このようなことで
お困りではありませんか？



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家 が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など

